

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年6月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1600295 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1700007 号

第 1 結論

請求者の A 事業所 a 工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 40 年 12 月 24 日、喪失年月日を昭和 41 年 1 月 1 日に訂正し、昭和 40 年 12 月の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 2 月 12 日まで
昭和 40 年 12 月に A 事業所 b 工場が閉鎖し、同事業所 a 工場に異動した。
勤務は継続していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険適用事業所名簿、オンライン記録、A 事業所 b 工場に係る事業所別被保険者名簿及び同事業所 a 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者を含む 23 人が、A 事業所 b 工場が閉鎖により厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 40 年 12 月 24 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同事業所 a 工場が適用事業所となった昭和 41 年 2 月 12 日に同被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当時の事務担当者の一人は、「b 工場が手狭になったため、a に新工場を建設した。昭和 40 年 12 月 24 日に b 工場を閉鎖し、a 工場へ移転することになったので、社員全員の厚生年金保険被保険者資格について、同日付けで喪失の手続を行った。」と回答している。

また、上述の 23 人について、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できた 19 人（請求者を含む。）は、いずれも、請求期間及びその前後の期間において、継続して同保険の被保険者であることが確認できる上、複数の同僚は、工場の移転に伴い昭和 40 年 12 月に請求者と一緒に A 事業所 b 工場から同事業所 a 工場に異動したが、勤務は継続しており、請求期間及びその前後の期間において、自身も請求者も雇用形態及び業務内容に変更はなかった旨陳述している。

さらに、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A 事業所 a 工場は昭和 41 年 2 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、請求期間において、同保険の適用事業

所であった記録はないが、商業・法人登記簿謄本によると、A事業所（当時の本店所在地は、c市）は、請求期間においても法人の事業所であったことが確認できる上、上述のとおり、23人が継続して勤務していたことが推認できることから、A事業所a工場は、請求期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

加えて、当時の事務担当者の陳述から判断すると、請求期間当時の厚生年金保険料は翌月控除であったと考えられるところ、上述の同僚のうち一人から提出された昭和41年1月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所a工場に継続して勤務し、請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者のA事業所a工場における昭和41年2月の厚生年金保険の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、A事業所a工場は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間について、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していない上、上述の同僚から提出された昭和41年2月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600296号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700008号

第1 結論

請求者のA事業所a工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年12月24日、喪失年月日を昭和41年1月1日に訂正し、昭和40年12月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年12月24日から昭和41年2月12日まで
昭和40年12月にA事業所b工場が閉鎖し、同事業所a工場に異動した。
勤務は継続していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険適用事業所名簿、オンライン記録、A事業所b工場に係る事業所別被保険者名簿及び同事業所a工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者を含む23人が、A事業所b工場が閉鎖により厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和40年12月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同事業所a工場が適用事業所となった昭和41年2月12日に同被保険者資格を取得していることが確認できる。当時の事務担当者の一人は、「b工場が手狭になったため、aに新工場を建設した。昭和40年12月24日にb工場を閉鎖し、a工場へ移転することになったので、社員全員の厚生年金保険被保険者資格について、同日付で喪失の手続を行った。」と回答している。

また、上述の23人について、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できた19人(請求者を含む)は、いずれも、請求期間及びその前後の期間において、継続して同保険の被保険者であることが確認できる上、複数の同僚は、工場の移転に伴い昭和40年12月に請求者と一緒にA事業所b工場から同事業所a工場に異動したが、勤務は継続しており、請求期間及びその前後の期間において、自身も請求者も雇用形態及び業務内容に変更はなかった旨陳述している。

さらに、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A事業所a工場は昭和41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、請求期間において、同保険の適用事業

所であった記録はないが、商業・法人登記簿謄本によると、A事業所（当時の本店所在地は、c市）は、請求期間においても法人の事業所であったことが確認できる上、上述のとおり、23人が継続して勤務していたことが推認できることから、A事業所a工場は、請求期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

加えて、当時の事務担当者の陳述から判断すると、請求期間当時の厚生年金保険料は翌月控除であったと考えられるところ、上述の同僚のうち一人から提出された昭和41年1月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所a工場に継続して勤務し、請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者のA事業所a工場における昭和41年2月の厚生年金保険の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、A事業所a工場は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間について、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していない上、上述の同僚から提出された昭和41年2月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1600297 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1700009 号

第 1 結論

請求者の A 事業所 a 工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 40 年 12 月 24 日、喪失年月日を昭和 41 年 1 月 1 日に訂正し、昭和 40 年 12 月の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 2 月 12 日まで
昭和 40 年 12 月に A 事業所 b 工場が閉鎖し、同事業所 a 工場に異動した。
勤務は継続していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険適用事業所名簿、オンライン記録、A 事業所 b 工場に係る事業所別被保険者名簿及び同事業所 a 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者を含む 23 人が、A 事業所 b 工場が閉鎖により厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 40 年 12 月 24 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同事業所 a 工場が適用事業所となった昭和 41 年 2 月 12 日に同被保険者資格を取得していることが確認できる。当時の事務担当者の一人は、「b 工場が手狭になったため、a に新工場を建設した。昭和 40 年 12 月 24 日に b 工場を閉鎖し、a 工場へ移転することになったので、社員全員の厚生年金保険被保険者資格について、同日付けで喪失の手続を行った。」と回答している。

また、上述の 23 人について、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できた 19 人（請求者を含む。）は、いずれも、請求期間及びその前後の期間において、継続して同保険の被保険者であることが確認できる上、複数の同僚は、工場の移転に伴い昭和 40 年 12 月に請求者と一緒に A 事業所 b 工場から同事業所 a 工場に異動したが、勤務は継続しており、請求期間及びその前後の期間において、自身も請求者も雇用形態及び業務内容に変更はなかった旨陳述している。

さらに、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A 事業所 a 工場は昭和 41 年 2 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、請求期間において、同保険の適用事業

所であった記録はないが、商業・法人登記簿謄本によると、A事業所（当時の本店所在地は、c市）は、請求期間においても法人の事業所であったことが確認できる上、上述のとおり、23人が継続して勤務していたことが推認できることから、A事業所a工場は、請求期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

加えて、当時の事務担当者の陳述から判断すると、請求期間当時の厚生年金保険料は翌月控除であったと考えられるところ、上述の同僚のうち一人から提出された昭和41年1月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所a工場に継続して勤務し、請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者のA事業所a工場における昭和41年2月の厚生年金保険の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、A事業所a工場は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間について、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していない上、上述の同僚から提出された昭和41年2月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600298号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700010号

第1 結論

請求者のA事業所a工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年12月24日、喪失年月日を昭和41年1月1日に訂正し、昭和40年12月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年12月24日から昭和41年2月12日まで
昭和40年12月にA事業所b工場が閉鎖し、同事業所a工場に異動した。
勤務は継続していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険適用事業所名簿、オンライン記録、A事業所b工場に係る事業所別被保険者名簿及び同事業所a工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者を含む23人が、A事業所b工場が閉鎖により厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和40年12月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同事業所a工場が適用事業所となった昭和41年2月12日に同被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当時の事務担当者の一人は、「b工場が手狭になったため、aに新工場を建設した。昭和40年12月24日にb工場を閉鎖し、a工場へ移転することになったので、社員全員の厚生年金保険被保険者資格について、同日付けで喪失の手続を行った。」と回答している。

また、上述の23人について、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できた19人は、いずれも、請求期間及びその前後の期間において、継続して同保険の被保険者であることが確認できる上、複数の同僚は、工場の移転に伴い昭和40年12月に請求者と一緒にA事業所b工場から同事業所a工場に異動したが、勤務は継続しており、請求期間及びその前後の期間において、自身も請求者も雇用形態及び業務内容に変更はなかった旨陳述している。

さらに、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A事業所a工場は昭和41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、請求期間において、同保険の適用事業所であった記録はないが、商業・法人登記簿謄本によると、A事業所(当時の本店所在地は、

c 市) は、請求期間においても法人の事業所であったことが確認できる上、上述のとおり、23 人が継続して勤務していたことが推認できることから、A事業所 a 工場は、請求期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

加えて、当時の事務担当者の陳述から判断すると、請求期間当時の厚生年金保険料は翌月控除であったと考えられるところ、上述の同僚のうち一人から提出された昭和 41 年 1 月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所 a 工場に継続して勤務し、請求期間のうち昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者の A事業所 a 工場における昭和 41 年 2 月の厚生年金保険の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 1 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、A事業所 a 工場は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち昭和 41 年 1 月 1 日から同年 2 月 12 日までの期間について、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していない上、上述の同僚から提出された昭和 41 年 2 月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち昭和 41 年 1 月 1 日から同年 2 月 12 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1600301 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1700011 号

第 1 結論

請求者の A 事業所 a 工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 40 年 12 月 24 日、喪失年月日を昭和 41 年 1 月 1 日に訂正し、昭和 40 年 12 月の標準報酬月額を 2 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 12 月 24 日から昭和 41 年 2 月 12 日まで
昭和 40 年 12 月に A 事業所 b 工場が閉鎖し、同事業所 a 工場に異動した。

勤務は継続していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険適用事業所名簿、オンライン記録、A 事業所 b 工場に係る事業所別被保険者名簿及び同事業所 a 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者を含む 23 人が、A 事業所 b 工場が閉鎖により厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 40 年 12 月 24 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同事業所 a 工場が適用事業所となった昭和 41 年 2 月 12 日に同被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当時の事務担当者の一人は、「b 工場が手狭になったため、a に新工場を建設した。昭和 40 年 12 月 24 日に b 工場を閉鎖し、a 工場へ移転することになったので、社員全員の厚生年金保険被保険者資格について、同日付けで喪失の手続を行った。」と回答している。

また、上述の 23 人について、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できた 19 人は、いずれも、請求期間及びその前後の期間において、継続して同保険の被保険者であることが確認できる上、複数の同僚は、工場の移転に伴い昭和 40 年 12 月に請求者と一緒に A 事業所 b 工場から同事業所 a 工場に異動したが、勤務は継続しており、請求期間及びその前後の期間において、自身も請求者も雇用形態及び業務内容に変更はなかった旨陳述している。

さらに、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A 事業所 a 工場は昭和 41 年 2 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、請求期間において、同保険の適用事業所であった記録はないが、商業・法人登記簿謄本によると、A 事業所 (当時の本店所在地は、

c市)は、請求期間においても法人の事業所であったことが確認できる上、上述のとおり、23人が継続して勤務していたことが推認できることから、A事業所a工場は、請求期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

加えて、当時の事務担当者の陳述から判断すると、請求期間当時の厚生年金保険料は翌月控除であったと考えられるところ、上述の同僚のうち一人から提出された昭和41年1月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所a工場に継続して勤務し、請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者のA事業所a工場における昭和41年2月の厚生年金保険の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、A事業所a工場は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間について、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していない上、上述の同僚から提出された昭和41年2月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。